

第25回 農業委員会定例総会

開催日時	令和7年6月26日（木） 午後1時30分～午後2時21分
開催場所	佐川町役場 2階大会議室
出席委員	農業委員 出席9名 1 番藤原 健祐 2 番田村 和弘 3 番森田 有紀 4 番氏原 延 5 番田村 公史 6 番澤村 重隆 7 番横畠 悦子 8 番藤田 省三 9 番北添 正男 農地利用最適化推進委員 出席11名 田村 幸生 味元 健清 田村 宮幸 永田 和道 邑田 昌平 岡村 建介 山口 修二 伊藤 洋章 田村 泰富 岩佐 誠志 北添 秀紀
欠席委員	農業委員 欠席0名 農地利用最適化推進委員 欠席2名 森 正彦 中村 修
事務局	事務局長 藤本 雅徳 係長 前田 紗歩 会計年度任用職員 大原 彰子
日程	第1 開会 第2 議事録署名委員選任 第3 報告 第4 議事 第1号議案 農地法第3条に関する件 第2号議案 佐川町農業振興地域整備計画変更に関する件 第3号議案 地域計画の変更に基づく目標地図の変更に関する件 第5 その他 第6 閉会

会長	定刻になりましたので、これより第２５回農業委員会定例総会を開催します。 本日は農地利用最適化推進委員の森正彦委員、中村修委員の２名から欠席の報告が入っています。 定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、タブレット端末に送信のとおりです。 日程第２．議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第２０条第２項の規定により、６番澤村重隆委員と７番横畠悦子委員を指名します。 つづきまして、日程第３．報告に移ります。事務局より報告を願います。
藤本局長	それでは、日程第３．報告事項につきまして、報告します。 報告事項１．本月中の会議と主たる処理事項につきましては、２～３日に農業委員会サポートシステム操作研修会が高知城ホールで開催され、事務局より前田係長と大原さんが出席しました。 こちらに関しましては、平成２６年４月に施行された改正農地法に基づいて農業委員会が行う様々な業務について、全国の農業委員会が、インターネットを介し同様の支援を受けられるシステムとなっておりまして、このシステムの操作の研修が、毎年、農業会議により実施されているものです。 １７日には令和７年度第１回佐川町地域農業再生協議会の幹事会が役場において開催され、事務局より前田係長が出席しました。 こちらに関しましては、佐川町における農業の振興と安定化を目的に、国が推進する「経営所得安定対策」などの事業を円滑に実施するとともに、地域農業の振興と、持続可能な農業の実現のために設立された協議会です。

以前は「仁淀川地域農業再生協議会」としてＪＡに事務委託し、流域市町村で組織されていましたが、令和４年度からは佐川町単独で協議会を設立しています。

幹事会では２４日に開催される総会の議案やその内容の確認を行いました。

２３日には高知県農業会議第７２回通常総会及び令和７年度農業委員会会長・事務局長会議が高知城ホールにおいて開催され、会長と事務局より私が出席しました。

こちらに関しましては、まず通常総会において、令和６年度の事業報告並びに収支決算の承認、令和７年度理事及び幹事の報酬額の決定、理事の選任、定款の変更、の４つの議題が審議され、いずれの議案も原案のとおり可決されました。

その後開催された会長・事務局長会議では、令和６年度情報提供活動事業表彰や、情勢報告として「最近の農業委員会をとりまく情勢」について全国農業会議所の植田事務局長からの講演の後、農業担い手支援課から「地域計画及び担い手の確保に関する取り組み等について」の説明がありました。

２４日には、令和７年度第１回佐川町地域農業再生協議会の総会が役場において開催され、会長が出席されました。

こちらに関しましては、令和６年度の事業報告及び収支決算、令和７年度の事業計画（案）及び収支予算（案）、令和７年度佐川町地域農業再生協議会 水田収益力強化ビジョンの承認、及び役員改選の議題が審議され、いずれの議案も原案のとおり可決されました。

２６日は、本日の定例総会となります。

つづきまして、報告事項２．賃貸借解約届１件について報告します。

貸し手や借り手、土地の情報については議案書に記載のとおりです。

	なお、解約事由は農地法第3条の申請のためとなっています。 つづきまして、報告事項3. 農地法第3条の3第1項の規定による届け出書4件について報告します。 なお、届出事由はすべて相続となっています。 相続人や土地の所在については議案書に記載のとおりです。 14番につきましては、現況が田の農地が持ち分2分の1の相続となっています。 また、16番につきましては、届出日が3月10日となっていますが、これに関しましては、山林の届出と一緒に誤って産業振興課へ提出されていたことが5月19日に判明しましたので、遅れての報告となっています。 全てあっせん希望はありません。 報告は以上です。
会長	事務局からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？
	【質疑等なし】
会長	質疑等がないようなので、これで報告を終わります。 つづきまして、第1号議案農地法第3条に関する件を議題とします。 事務局の説明を求めます。
前田係長	それでは、第1号議案農地法第3条に関する件4件について説明します。 譲渡人や譲受人、土地の所在については議案書に記載のとおりで、14番が売買、それ以外が贈与による所有権移転となっています。 説明は以上です。
会長	それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

味元推進委員	１１番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■から北西へ約２３０mの所にあります。現在は水田で草刈りした状態です。許可後は水稻を栽培する予定です。 譲受人は主に水稻を栽培する専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書で譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。 農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は十分保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第１号議案１１番につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第１号議案１１番は原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決定しました。 つづきまして、第１号議案１２番の報告をお願いします。
味元推進委員	１２番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■から東へ約１８０mの所にあります。現在は樹園地で梅や栗を栽培中です。許可後は引き続き梅や栗を栽培する予定です。 譲受人は主に梅や栗を栽培する専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書で譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。 農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は十分に保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。

会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第１号議案１２番につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第１号議案１２番は原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決定しました。 つづきまして、第１号議案１３番の報告をお願いします。
味元推進委員	１３番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■から西へ約１００mの所にあります。現在は樹園地で栗を栽培中です。許可後は引き続き栗を栽培する予定です。 譲受人は主に栗を栽培する専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書で譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。 農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は十分に保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第１号議案１３番につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第１号議案１３番は原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決定しました。 つづきまして、第１号議案１４番の報告をお願いします。

味元推進委員	14番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■公民館から北へ約80mの所にあります。現在は水田で水稻を栽培中です。もう一筆は畑で野菜を栽培中です。許可後は引き続き水稻と野菜を栽培する予定です。 譲受人は主に水稻を栽培する兼業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書で譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。 農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は十分に保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案14番につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第1号議案14番は原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決定しました。 つづきまして、第2号議案佐川町農業振興地域整備計画変更に関する件を議題とします。 事務局の説明を求めます。
前田係長	第2号議案佐川町農業振興地域整備計画変更に関する件4件について説明します。 所有者や転用予定者、土地の所在については議案書に記載のとおりで、1番は軽微な変更、それ以外は除外案件となっています。 報告は以上です。
会長	それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

6 番澤村委員	1 番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■から■■■■方向へ200m行った南側の町道沿いにあります。隣地との境界までは50m以上離れており、支障を及ぼす恐れがないと判断しました。また、雨水は自然浸透で、一部東側の既設水路に流れ、何も問題ありません。
北添推進委員	2 番について報告します。申請地は■■■■自治会の集落内で、■■■■から西へ190mの所にあり、東側は山林、西側・北側は畑、南側は道路で、関係者の承諾も得ております。 また、排水計画については南側の水路に流す計画であり、進入路も南側の道路から確保できており、問題ありません。 つづきまして、3 番について報告します。申請地は■■■■自治会の集落内で、■■■■から西に70mの所にあり、東側・西側は水路、北側は道路、南側は県道です。 排水計画については道路側溝から調整池を経て■■■■川へ流す計画であり、進入路も南側の県道から確保できており、問題ありません。
田村幸生推進委員	4 番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■から北に約100mの所にあり、東側は町道、北側は所有者の住宅、西側と南側は水田で、関係者の承諾も得ております。 また、排水計画については、北側の既存側溝に流す予定であり、申請地への進入も東側の町道より確保できており、問題ありません。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第2号議案につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手を願います。

	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第２号議案は原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決定しました。 つづきまして、第３号議案議地域計画の変更に基づく目標地図の変更に関する件を議題とします。 事務局の説明を求めます。
藤本局長	第３号議案につきまして、説明をさせていただきます。今年３月３１日付で公告されました地域計画について、農振除外や転用の計画をしている農地について、地域計画から除外したい旨の、地域計画の変更の申出が、産業振興課へ提出されています。 地域計画の内容を変更する際には、農業経営基盤強化促進法第１９条及び第２０条に基づき、農業委員会が、町から変更に係る目標地図素案の作成の依頼を受け、作成した地図を、町へ提出することとなっております。このことから、今回、町が変更しようとする部分についての、目標地図の素案を、議案として提出させていただいたものです。 変更する部分につきましては、地域計画の地区数は２地区、農地の数は９筆となっており、変更の理由としては、いずれも転用申請する農地を地域計画から除く、といったものです。 変更する地図の詳細につきましては、タブレットへ掲載しておりますので、そのファイルをお開きください。（地図について説明する） また、本議案が可決されました後の事務処理としましては、事務局から町へ可決されました目標地図素案を提出し、その後、町が、地図と一体となった変更に係る地域計画について、関係機関の意見聴取を行うこととなっております。関係機関の中には農業委員会も入っていますので、町から変更計画に係る意見の照会が今後ありますが、その変更計画が、本総会にて可決いただいた目標地図素案の内容を踏まえた計画となっておることが確認された場合は、農

	業経営基盤強化促進法の基本要綱第１２の５の規定に基づき、事務局長の専決にて、町へ回答させて頂きたいと思っております。 なお、先月の変更計画については、５月２７日付けで事務局長の専決処分で「意見なし」と回答しておりますことを報告します。
会長	事務局からの説明がありましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第３号議案につきまして、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第３号議案につきましては、提案のとおり決定しました。 その他に移ります。 事務局の説明を求めます。
藤本局長	私の方から、４点ほどお伝えいたします。 まず１点目としましては、貸付希望農地についてです。 今回は２件来ており、１件目の受理日が５月２３日。佐川地区の２筆で合計面積が約１．１反。貸し付け条件は特になく、賃料も無料でも構わないとのことでした。 ２件目は受理日が５月３１日で、町のホームページにメールが届いていました。斗賀野地区の１筆で面積が約７畝。貸し付け条件は特になく、賃料はかなり低額でいいとのことでした。 場所については、お手元にお配りしている航空写真を参考にしてください。 借り手に関する情報があれば、事務局まで連絡をお願いします。 また、貸し手と直接話をする場合は連絡先を聞いていますので、事務局までお問い合わせください。 つづきまして、２点目としましては借受希望申出についてです。

受理日が5月30日。加茂地区で田を2反希望。借受希望期間は10年間です。

いい農地があれば、事務局まで連絡をお願いします。また、借り手と直接話をする場合は連絡先を聞いていますので、事務局までお問い合わせください。

つづきまして、3点目はお知らせになります。

8月21日木曜日の午後に、農業者年金加入特別研修会が開催されます。会場は高知城ホールとなっていますが、オンライン併用ですので、参加される委員が複数いらっしゃいましたら、役場においてオンラインで参加したいと思います。

農業者年金の加入推進も農業委員会の大事な仕事の一つですので、なるべく参加していただきますようお願いいたします。

詳しい日程の案内が農業会議よりありましたら、またお知らせいたします。

つづきまして、4点目は情報共有・意見交換です。

先月欠席されていた委員さんもいらっしゃるのので、再度説明させていただきますが、4月から総会の際に各委員の皆様が持っている農地や農家の情報を共有したり、いろいろなことでの意見交換をしたりする場を設けて、農地の最適化活動、農地の集約化・集積化、遊休農地の解消、新規参入へ繋げたいと思います。

4月の際は、地域おこし協力隊に在籍していた方が3月末で卒業し、その後農業をやっている人がいることや、尾川に移住してきた際に3条で農地を手に入れた方が頑張って耕作していること、新規就農者に関する補助金などの情報をもっと広く広めてほしいといった意見が出ていました。

今回も皆様の活発な情報共有・意見交換をしていただけたらと思います。

	私からは以上です。
会長	事務局からの説明がありましたが、まずは１点目の貸付希望農地についてですが、１件目は主に味元推進委員が、２件目は５番田村委員が担当地区となるので、２人に特にお願いしたいと思います。 ２点目の借受希望申出ですが、申出者が加茂地区なので私と北添推進委員で対応したいと思います。 つづいて、情報共有・意見交換ですが、何か意見のある方はいますか。
	【特になし】
会長	その他、特にないようなので、これで第２５回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。 次の定例総会は、７月２４日 木曜日 午後１時半から、佐川町役場２階大会議室で行いますので、ご注意ください。

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議

長：

北添正男

議事録署名人：

澤村市隆

議事録署名人：

横島悦子